奈良県告示第二百五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、次のとおり告示する。

平成二十一年十月三十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　名称　初瀬ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　桜井市内の県道桜井都祁線と市道初瀬ダム線との交点を起点とし、同所から同県道を北東進し、市道落神線との交点に至り、同所から同市道を北進し、同県道との交点に至り、同所から同県道を北北西進し、市道中谷地内三号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し、南西進し、市道初瀬ダム線との交点に至り、同所から同市道を南進し、初瀬ダム堤体左岸部切取面との交点に至り、同所から法頭伝いに南西進し、切取面最高部に至り、同所から尾根伝いに西進し、同県道に至り、同所から同県道を北進して起点に至る一円の区域（別紙第一図の表示区域）

三　存続期間　平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

一　名称　朝倉特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　桜井市内の国道一六五号と国道一六六号との交点を起点とし、同所から国道一六五号を北東進し、市道黒崎地内九号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、市道慈恩寺黒崎線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道竜谷本線との交点に至り、同所から同市道を南進し、市道忍阪竜谷線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、北西進し、市道忍阪御陵線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道忍阪地内三号線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、南進し、西進し、市道忍阪街道二号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、国道一六六号との交点に至り、同所から同国道を北西進して起点に至る一円の区域（別紙第一図の表示区域）

三　存続期間　平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

一　名称　榛原特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　宇陀市榛原区内の主要地方道榛原菟田野御杖線と市道玉立二号線二本杉橋との交点を起点とし、同所から谷に沿って三百二十メートル西進し、同区と大宇陀区の境界に至り、同所から同境界を北西進し、出合橋南詰めに至り、同所から宇陀川右岸の歩道を北東進し、市道玉立二号線との交点（篠原橋南詰）に至り、同所から同市道を北進し、国道一六五号との交点に至り、同所から同市榛原区あかね台二丁目西側の山すそを北進し、市道西峠山トジ線との交点に至り、同所から同市道を北西進し、市道西峠一号線との交点に至り、同所から同市道を東進し、市道玉立二号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、国道三六九号と市道山辺三九号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、東海自然歩道特定猟具使用禁止区域との交点に至り、同所から同区域の境界を南東進し、近鉄大阪線との交点に至り、同所から同線路に沿って南西進し、市道長峯室生線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、市道高倉山辺三線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道桧牧甲四号線の起点に至り、同所から同市道を西進し、船尾橋の右岸に至り、同所から宇陀川沿いの歩道を北西進し、宇陀市立病院に至り、同所から同病院南側の歩道を北西進し、国道三六九号との交点に至り、同所から同国道を南東進し、市道萩原二六号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道萩原二七号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道萩原三三号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道菟田川駅前丹切線との交点に至り、同所から同市道を南進し、奈良県立榛生昇陽高等学校に至り、同所から同高等学校南側に沿って南進し、西進し、市道下井足二一号線との交点に至り、同所から同市道を西進し、主要地方道榛原菟田野御杖線との交点に至り、同所から同主要地方道を南進して起点に至る一円の区域（別紙第二図の表示区域）

三　存続期間　平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

一　名称　都祁特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　奈良市、桜井市及び天理市の境界の交点を起点とし、同所から奈良市と天理市との境界を北東進し、主要地方道桜井都祁線との交点に至り、同所から県道都祁名張線を東進し、奈良市と宇陀市の境界に至り、同所から同境界を南進し、西進し、奈良市と桜井市との境界に至り、同所から奈良市と桜井市との境界を

北西進して起点に至る一円の区域（別紙第二図の表示区域）

三　存続期間　平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

一　名称　三ヶ谷特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　山添村内の国道二五号（名阪国道）神野ロインターチェンジ南側を起点とし、同国道を北東進し、作業路矢ノ上線との交点に至り、同所から同作業路を南西進し、村道豊央線との交点に至り、同所から同村道を西進し、国道二五号との交点に至り、同国道を北東進して起点に至る一円の区域（別紙第三図の表示区域）

三　存続期間　平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

一　名称　冨田、戸毛特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　御所市と高取町との境界と大和平野特定猟具使用禁止区域との交点を起点とし、同所から御所市と高取町との境界を南進し、市道古瀬戸毛線との交点に至り、同所から北西進し、国道三〇九号と県道五條高取線との交点に至り、同所から同国道を北西進し、大和平野特定猟具使用禁止区域との交点に至り、同所から同区域の境界を東進し、南東進して起点に至る一円の区域（別紙第四図の表示区域）

三　存続期間　平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

別紙第一図

別紙第二図

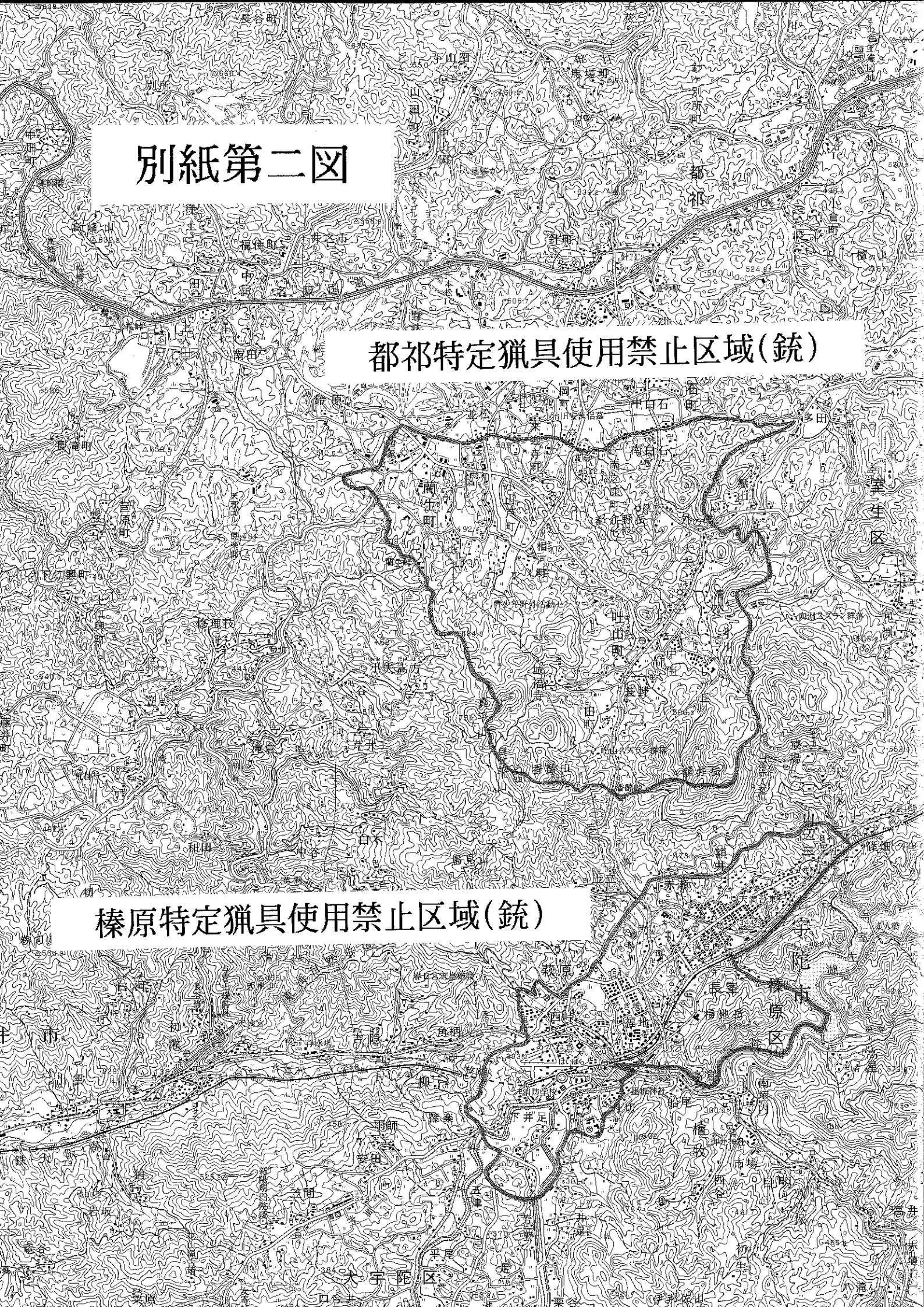
都祁特定猟具使用禁止区域(銃)
榛原特定猟具使用禁止区域(銃)

別紙第三図

三ヶ谷特定猟具使用禁止区域（銃）

別紙第四図
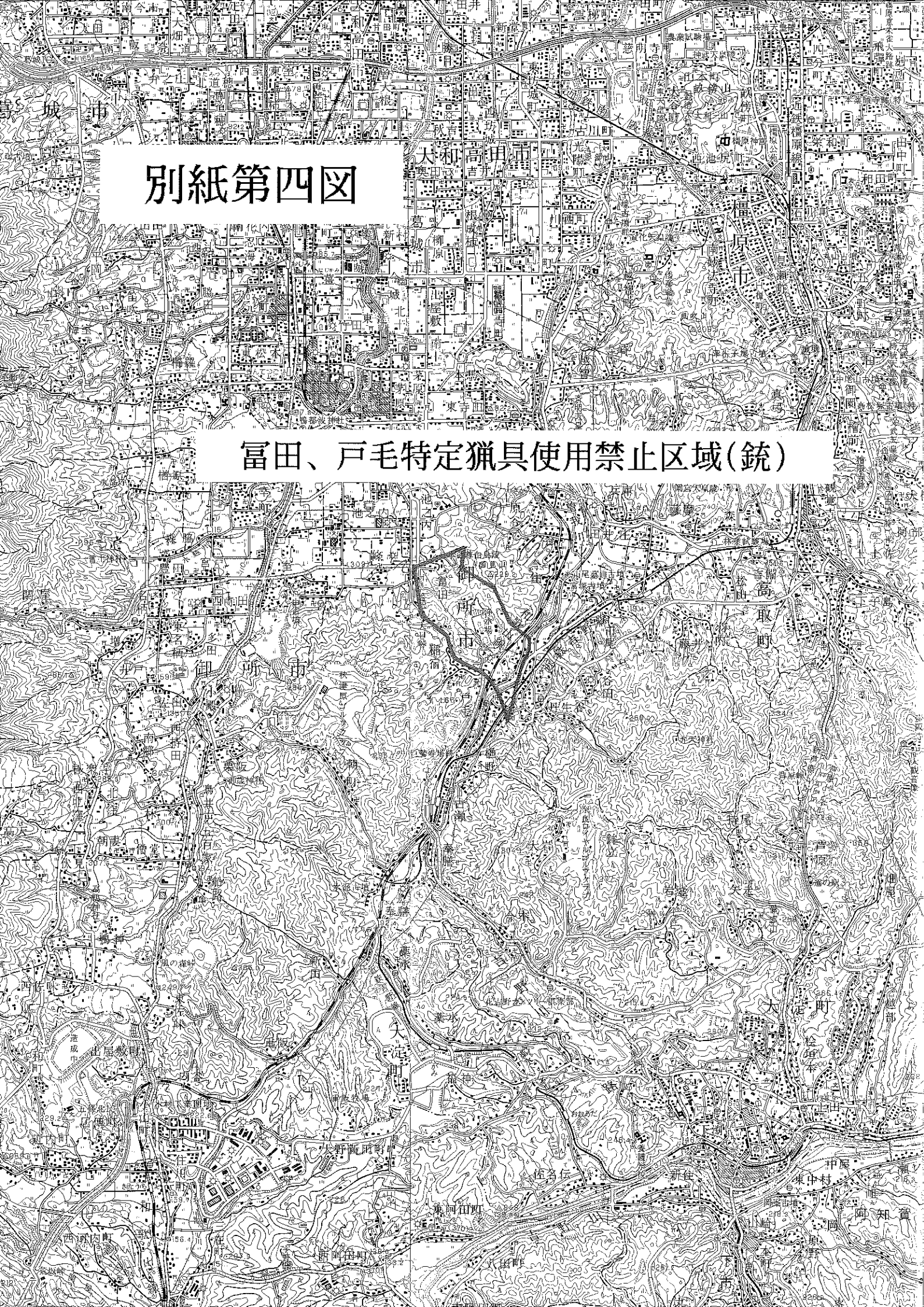
冨田、戸毛特定猟具使用禁止区域（銃）